(二)　法第二条第三項第一号に規定する種穂の主たる配布先として政令で定める者は、生産事業者団体等が森林組合又は森林組合連合会の子会社である場合における当該森林組合又は当該森林組合連合会の会員である森林組合の組合員とすることとした。(第一条第二項関係)

2　林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例
特定増殖事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金について、その償還期間及び据置期間をそれぞれ一二年以内及び五年以内とすることとした。(第二条関係)

3　都道府県貸付金の貸付けの条件の基準の特例
特定増殖事業を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金に係る都道府県貸付金についての林業・木材産業改善資金助成法施行令の規定の適用について、所要の読替規定を設けることとした。(第三条関係)

4　附則

(一)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三〇年政令第二五五号)の一部を改正することとした。(附則第二項関係)

(二)　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**(政令第一六三号)(経済産業省)

1　エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令(平成五年政令第二二〇号)は、廃止することとした。(第一条関係)

2　中小企業信用保険法施行令(昭和二五年政令第三五〇号)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成一五年政令第三六四号)、経済産業省組織令(平成一二年政令第二五四号)及び国土交通省組織令(平成一二年政令第二五五号)の一部を改正し、規定の整理を行うこととした。(第二条～第五条関係)

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**(政令第一六四号)(厚生労働省)

一　健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関係)

1　健康保険組合の準備金の積立て額の基準について、医療給付費相当分については三か月分、後期高齢者支援金等相当分については一か月分とすることとした。

2　全国健康保険協会の準備金について、平成二五年度及び平成二六年度においては、積み立てることを要しないこととすることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正関係(第二条～第四条及び第六条関係)

平成二五年度及び平成二六年度において、各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定においてその額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係(第五条関係)

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

四　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十一号

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

(公職選挙法の一部改正)

第一条　公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一　削除

第四十八条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第四十八条の二第二項の表第四十六条第一項から第三項までの項中「まで」の下に「及び前条第二項」を加える。

第四十九条に次の一項を加える。

9　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第二条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項及び第四項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第三条　日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条　削除

第二十二条第一項中「(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。)」を削る。

第二十八条の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十五条中「(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。)」を削る。

第四十一条の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十九条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第六十条第二項の表第五十七条第一項の項中「第五十七条第一項」の下に「及び前条第二項」を加える。

第六十一条に次の一項を加える。

9　不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

附則第二条第二項中「第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十六条第一項及び」を「第三十六条第一項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、同条」に改める。